

入札説明書

令和4年4月27日に公告した制限付一般競争入札（総合評価方式（特別簡易型））については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 委託業務の概要

- (1) 入札番号 20220523-3
- (2) 業務名 北消防署出張所建替整備事業（建築）基本および実施設計業務
- (3) 履行場所 守山市 立田町 地先
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年1月31日まで
- (5) 業務概要 建築設計（基本設計および実施設計）業務
地盤調査業務
外構設計業務
- (6) その他 本業務は、入札参加資格の確認申請時に企業の建築設計能力等に関する資料（以下「技術評価資料」という。）を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）の業務である。詳細は入札説明書による。

2 予定価格 設定する。（非公表）

3 低入札価格調査制度 設けない。

4 入札参加資格に関する事項

令和4年度守山市建設工事請負業者等受付名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。

ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 滋賀県内に主たる営業所を有する者
- (3) 【登録業種及び部門】

建築関係建設コンサルタント業務のうち、「建築一般部門」に登録されており、一級建築士事務所の登録がされている者

- (4) 当該業務の管理技術者として、建築士法第2条第2項に規定する「一級建築士」の資格を有する者を配置できる者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加

資格停止およびその他措置を受けていない者

(7) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は価格および企業の能力等をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記「(2)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

「評価値」を100点とし、「価格評価点」の最高点を80点、「技術評価点」の最高点を20点とする。評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\boxed{\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}} \quad (\text{加算方式})$$

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\boxed{\text{価格評価点} = 80 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})}$$

ウ 技術評価点の算出方法

技術評価点は、下記AからCについて評価し算出する。なお、評価項目等については「(3)評価の基準」による。

A. 企業の業務実績について

B. 配置予定技術者（主任技術者）の能力について

C. 地理的条件について

(3) 評価の基準

■技術評価点の評価基準と配点

A. 企業の業務実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)業務実績	平成24年4月1日以降に元請として契約し、公告日の前日までに完了している業務の実績を以下のとおり評価する。		/5.0
	「消防署※注1」の基本設計および実施設計を含む一連の新築または改築※注2にかかる建築設計の実績がある	5.0	
	「映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署」の基本設計および実施設計を含む一連の新築または改築※注2にかかる建築設計の実績がある	3.0	

B. 配置予定技術者（主任技術者）の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ)業務実績	平成24年4月1日以降に元請として契約し、公告日の前日までに完了している業務の実績を以下のとおり評価する。		/7.0
	「消防署※注1」の機能を過半以上有した延床面積1,000㎡以上の建築物の、基本設計および実施設計を含む一連の新築または改築※注2にかかる建築設計に管理技術者または主任技術者として従事した実績がある※注3	7.0	
	「消防署※注1」の機能を過半以上有した延床面積500㎡以上の建築物の、基本設計および実施設計を含む一連の新築または改築※注2にかかる建築設計に管理技術者または主任技術者として従事した実績がある※注3	5.0	
	国、又は地方公共団体が発注した延床面積1,000㎡以上の建築物の基本設計および実施設計を含む一連の新築または改築※注2にかかる建築設計に管理技術者または主任技術者として従事した実績がある※注3	1.0	
(ウ)配置予定技術者の経験年数	公告日における資格取得後の経験年数を以下のとおり評価する。		/3.0
	一級建築士の資格取得後、10年以上経過している	3.0	

C. 地理的条件について

評価項目	評価基準	配点	得点
(I)業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		/5.0
	守山市内に本店を有する	5.0	
	草津市、栗東市、野洲市のいずれかに本店を有する	3.0	

得点合計	/20.0
------	-------

※注1 「消防署」の定義については、消防署に勤務する職員の執務室や、当直・宿直機能および消防車両を格納する車庫を有する建築物を言う。なお、分署、出張所も可とする。消防団等の拠点は不可とする。

※注2 「改築」の定義については、建築物の建替えを言う。なお、増築や改修は含まないものとする。

※注3 建築物の規模について証明できる図面等を添付すること。なお、「消防署」の機能を過半以上有した建築物の、基本設計および実施設計を含む一連の新築または改築にかかる建築設計に管理技術者または主任技術者として従事した実績がある場合は、その規模や機能の内容が証明できる図面等を添付すること。

※注4 企業の業務実績について、JV（共同企業体）の場合は、代表構成員または構成員としての実績があれば可とする。

(4) 技術評価資料（以下、「申請書等」という。）の採否等

ア 申請書等が適正であること。申請書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

イ 申請書等に関する確認を行う場合がある。

(5) 実施上の留意事項

ア 評価値および入札金額の公表

「評価値」は落札決定後、入札結果として公表する。価格評価点および技術評価点については公表しない。また、「入札金額」は落札者のみ公表する。なお、入札資格が無いと認めた者、入札資格を取り消された者、入札しなかった者ならびに入札を辞退した者の評価値は公表しない。

イ 申請書等の評価に関する事項については、下記 8 - (5)による。

6 入札説明書および設計図書等の配布および閲覧

(1) 紙による閲覧

入札説明書等は、次の期間および場所にて閲覧する。

ア 閲覧期間 令和 4 年 4 月 27 日（水）から令和 4 年 5 月 18 日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 閲覧場所 守山市役所 2 階閲覧所

(2) 電子による閲覧

守山市ホームページから、ダウンロードにより取得すること。

7 設計図書等に対する質疑の受付および回答

(1) 受付期限 公告日から令和 4 年 5 月 10 日（火）正午まで

(2) 受付場所 守山市役所 環境生活部 危機管理課

(3) 受付方法 電子メールとする。その他の方法による受付は行わない。提出時には必ず着信確認を行うこと。

メールアドレス : kikikanri@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法 質疑のあった場合のみ、令和 4 年 5 月 11 日（水）午前 10 時から、守山市ホームページにて公開する。個別回答は行わない。

(5) その他 電子メールによる質疑を送信する場合は、必ずウイルス感染のチェックを行った後、添付を行うこと。

8 申請書等の提出期間、提出先および提出方法

申請書等の提出期間および提出場所は次のとおりとする。

(1) 提出書類は次のとおりとする。ただし、配置予定技術者について管理技術者と主任技術者を兼ねる場合についても、「エ 配置予定技術者調書（主任技術者）（様式第 4 号）」を提出すること。

ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 企業の業務実績等調書（様式第 2 号）

ウ 配置予定技術者調書（管理技術者）（様式第3号）

エ 配置予定技術者調書（主任技術者）（様式第4号）

オ 一級建築士事務所の登録証明書（令和4年4月1日以降発行のものに限る）

(2) 提出期間 令和4年5月11日（水）から令和4年5月16日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法 持参とし、その他の方法による提出は受け付けない。全ての提出書類を封筒に入れて提出すること。添付が無い場合は無効とする。また、再申請は認めない。

(4) 提出場所 守山市役所 総務部 契約検査課

(5) その他

ア 「A. 企業の業務実績」については、「企業の業務実績等調書（様式第2号）」の「※添付書類」（1）から（3）に掲げるものに限り業務実績として認め、技術評価の対象とする。実績が確認できる書類の未提出等、実績が確認できない場合は、「実績なし」として評価する。

イ 配置予定技術者（主任技術者）の業務実績については、実績業務の期間すべてに従事していた場合に限定する。技術者の変更等で従事していない期間が存在する場合は、業務実績とすることを認めない。

ウ 「国または地方公共団体」は、TECRIS に登録することができる公共機関等（国、地方公共団体、公共法人、公益法人等）とする。なお、機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注業務についても、評価の対象とする。

エ 期日までに申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができないものとする。

オ 申請書等の作成ならびに提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認および技術評価のみに使用する。

キ 申請書等の返却は行わない。

9 入札方法

郵便入札とする。入札については、守山市郵便入札実施要領（平成23年告示第31号）による。

(1) 入札方法 封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、その他工事番号等必要事項を記載のうえ、一般書留郵便、特定記録郵便の何れかで入札書等到達期日必着とすること。（期日後着は無効、必要事項が記載されていない場合は返却します。）

(2) 入札書等到着期日 令和4年5月18日（水）

注意1 入札書の日付については、作成日とすること。

注意2 入札書等到達期日に必着するかについては、如何なる場合においても必ず手続き窓口で確認すること。

- (3) 郵送開始日 令和4年5月16日（月）
- (4) 郵送先 〒524-8799 近江守山郵便局留
守山市役所 総務部 契約検査課

10 開札について

- (1) 入札執行者 指定職員
- (2) 開札日時 令和4年5月23日（月）午前9時25分
- (3) 開札場所 守山市役所 総務部 契約検査課

11 落札者の決定方法

- (1) 開札後の事後審査とする。
- (2) 落札予定者が提出した申請書等により、入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定し契約を締結する。
- (3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に評価値の高い者から同様に審査していく。

12 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に押印する印鑑が、入札参加資格審査申請時に提出している印鑑と異なる印鑑でなされた入札
- (3) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載事項が不明瞭もしくは誤りのある入札
- (5) 入札書に入札書等到達期日の翌日以降の日付が記載された入札
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) 資本的関係または人的関係にある複数の者の行った入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

13 保証金 入札保証金および契約保証金は免除する。

14 違約金 落札者が契約を締結しないときは落札金額の100分の5を徴収する。

15 前金払 前金払は行わない。

16 部分払 部分払は行わない。

17 入札の辞退 入札参加者が守山市の他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合は、開札日時の30分前までに入札執行者に辞退届を書面で提出して辞退することができる。

18 その他必要事項

- (1) 契約の締結

ア 落札者は、落札決定の通知を受けたときは10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

イ 契約書作成の要否 要

- (2) 設計仕様図書等を熟知しておくこと。
- (3) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者または免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定から契約締結までの間において、当該落札決定者が守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）第3条および第4条に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (6) 苦情の申立て
 - ア 非落札者のうち、落札者の決定に不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、守山市長に対して、非落札理由について、説明を求めることができる。
 - イ 上記アの非落札理由について説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

19 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
守山市役所 環境生活部 危機管理課
TEL 077-582-1119 FAX 077-582-5066

20 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
守山市役所 総務部 契約検査課
TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539